鳥取県オキナグサ保護管理事業計画

I. 事業の目標

オキナグサは、日当たりのよい草地に生育するキンポウゲ科オキナグサ属に属する多年生の草本植物である。かつては本州、四国、九州の低山域の日当たりの良い草原や放牧地、川土手などを中心に広く分布し、人里に生育する代表的な春植物として各所に見られたが、現在では、採集、植生の遷移、草地の開発などにより、幻の野草とも言われるほどに希少となり環境省RDBでは「絶滅危惧Ⅱ類」に分類されている。本県でも例外ではなく、三朝町、大山町、日南町などできわめて限定的に確認されているのみで、絶滅の危機に瀕し、平成14年に「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき特定希少野生動植物種に指定された。

本種は、細裂する葉に白色の絹毛がつき、暗赤紫色の釣鐘型の花は可憐で美しく人目を引き、花が咲き終わると花茎は長く伸長し、種子も花柱が長く伸び白絹毛に覆われ、ぼんぼり状の種子の集まりも白く輝き美しい。植物名(和名)はこの白毛を老人の白髭に見立ててつけられたたものである。

減少の主な要因は、採集、草原の開発のほかに、かつては頻繁に行われていた草刈りや放牧などの人為管理が大幅に減少し、牧畜などに利用され適度に露出していた田畑の周りや河川沿いのの小さな草地も地表面が深く草で覆われるようになったため、種子の発芽ができない状態になったためと考えられる。

本事業は、県内の生育地の環境の変化により、短期間で個体の減少が始まり 絶滅の危機に瀕しているという現状にかんがみ、生育状況の適確な把握や草原 の保全を図り、適切な維持管理を県民と協働して実施していくための方策等を 検討し、オキナグサが自然状態で安定的に存続していくことを目標とする。

Ⅱ. 事業の区域

県内における本種の分布域

Ⅲ. 事業の内容

1 個体群の保全・管理

(1) モニタリング

オキナグサの生育地は個体群の衰退と環境の変化が進んでいることから、 生育状況や環境改変状況に係るモニタリングを実施し、即応的な対策を図る。

(2) 生育地における採取の防止

オキナグサは、花が可憐なため採取対象になりやすく、また、その希少性から、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、採取が禁止されている。また、自然公園法に基づき、県内の一部の国立・国定公園特別地域内でも同様に採取が禁止されている。従って、そのことを積極的に周知することや、誤って採取することを防ぐために標識の設置を検討すること等により採取の防止を図る。

(3)土地利用の調整

オキナグサは、かつて人為管理によって里地里山に生育していたが、現在では、農林業など生産や生活とのかかわりが少なくなり生育環境が悪化してきた。僅かに残された生育地を今後、土地所有者の意向等も踏まえながら確保を図っていくことが望まれる。

(4) 生育地の拡大

本種の増殖は、生育地における野外個体群の維持、拡大によることを基本とするが、生育地が少ないことから、必要に応じて人工増殖又は野生個体群の移植による分布域の拡大を検討する。

個体の再導入に当たっては、遺伝的かく乱等により野外個体群の存続を脅かすおそれがあることに十分留意する。

(5)持続的な保全・管理

生育地となる草原を安定的に確保する方策を検討するとともに、種としての特徴や環境の中での役割、生育する草原の役割や価値を周知して、地元住民と協働して持続的に担える保全・管理の方策を検討する。

2 生育環境の保全・管理

(1)草原管理

生育地である草原の管理として、草原植生が保たれるような草刈り、日当たりを良くするための低木林の伐採、一部地域では砂礫の移動を止めるなどの保全を計画的に推進する。

(2) 生育地保全策の検討

生育地である草原の保全のためには、長期安定的な生育地の確保が極めて重要である。そこで、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」による希少野生動植物自然生態系保全地域の指定や、自然公園法等の他法令や条例等の活用を検討する。

(3)保全管理体制の整備

オキナグサは、強い採取圧にさらされていることから、これまで生育地の公開は行われていない。今後はこのような希少種でも多くの県民の周知により、県民との協働で保全管理していく体制の形成が必要であり、そのような方向の中で保全管理体制の整備が図られていくことが望ましい。

現段階では場所を特定せずに、希少野生動植物種の保護の必要性について、できるだけ多くの県民との合意形成を図ることを目指すこととし、その過程で希少種の保護管理を担う県、市町村、民間団体、地元住民等の幅広い主体及びその相互協力によって図られるよう努める。

3 法的規制・位置付け等

(1)鳥取県希少野生動植物の種の保護に関する条例関係

オキナグサの個体数は著しく少なく、その分布が限られており、生育環境の急激な変化により、絶滅の危機に瀕していることから、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、原則としてその採取等が禁止されている。また、特定希少野生動植物自然生態系保全地域の指定については、生育地を告示する必要があり、その場所が特定されやすくなるため、十分な採取防止策の実施を前提として行うこととする。

(2) その他の法令関係

生育地の一部では、自然公園法の特別地域に指定されていることから、同法に基づき採取等が禁止されている。従って、同法を調整して保全を図っていくことも必要である。

4 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

(1) 種の普及啓発の推進

オキナグサは一般の県民にはほとんど知られていない種であり、その保護管理に関する施策の推進に際しては、生物多様性保全の観点から希少動植物種保護の必要性等について効果的な普及啓発を推進する。

更に、将来的には保護活動への地元住民の直接的な参加を求めるなど、参加・体験学習型の普及啓発方策を推進する。

(2) 社会的支援方策

普及啓発の実施を通して、希少野生動植物保護に係るネットワークの形成を図り、県民の中から、希少野生動植物の保護管理を担う人材の育成を確保するなど、保護管理基盤の強化を図る。

5 事業推進への連携体制

オキナグサ保護管理事業の実施に当たっては、地元自治体・民間団体・地元住 民等による連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。